

第7節

航空消防防災体制

1. 航空消防防災体制の現況

消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、大地震、台風、豪雨に伴う水害又は土砂災害の発生により、陸上交通路が途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した情報収集等の消防活動は、重要な役割を果たしている。

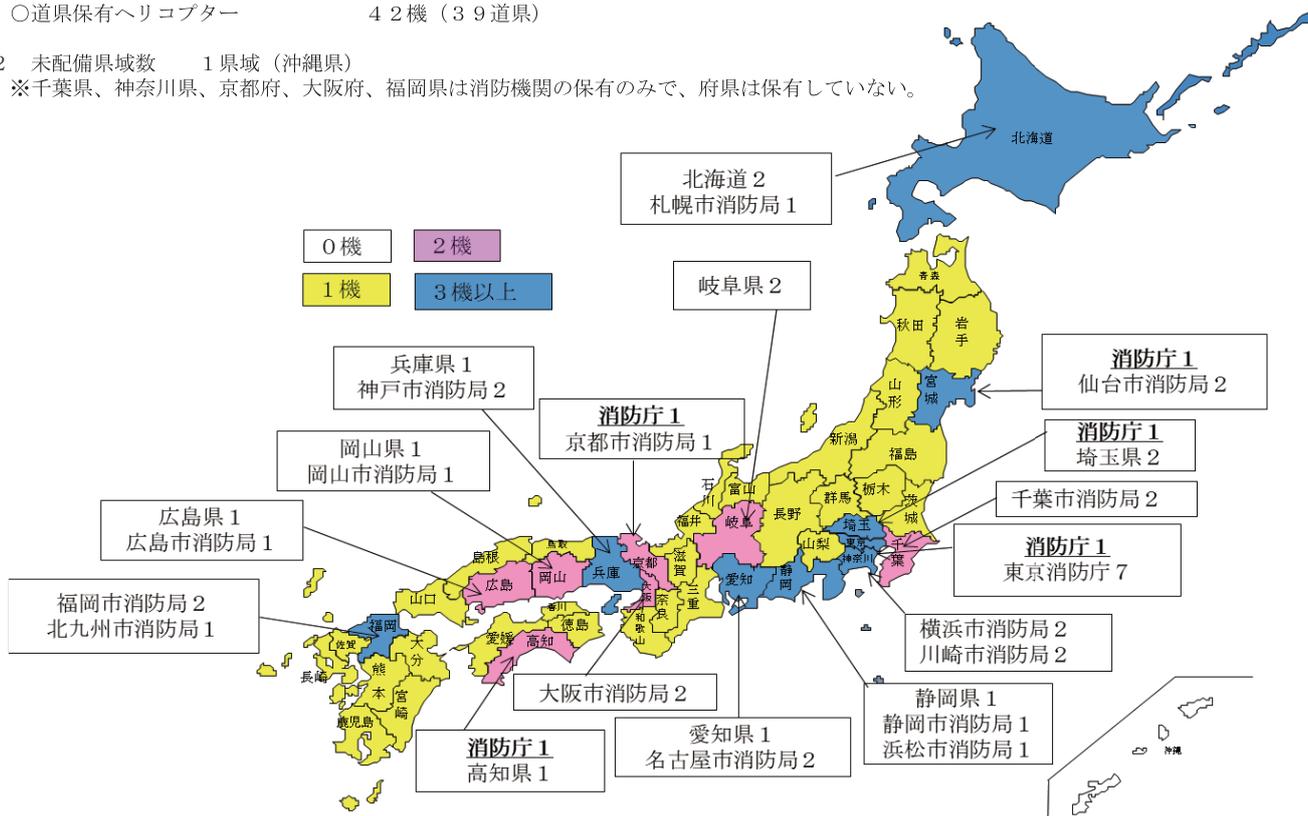
令和4年11月1日現在、消防防災ヘリコプターの配備状況は、沖縄県を除く46都道府県域に配備されており、その内訳は消防庁保有が5機、消防機関保有が30機、道県保有が42機、計77機である(第2-7-1図)。



消防庁ヘリコプター
「おとめ」(高知県)

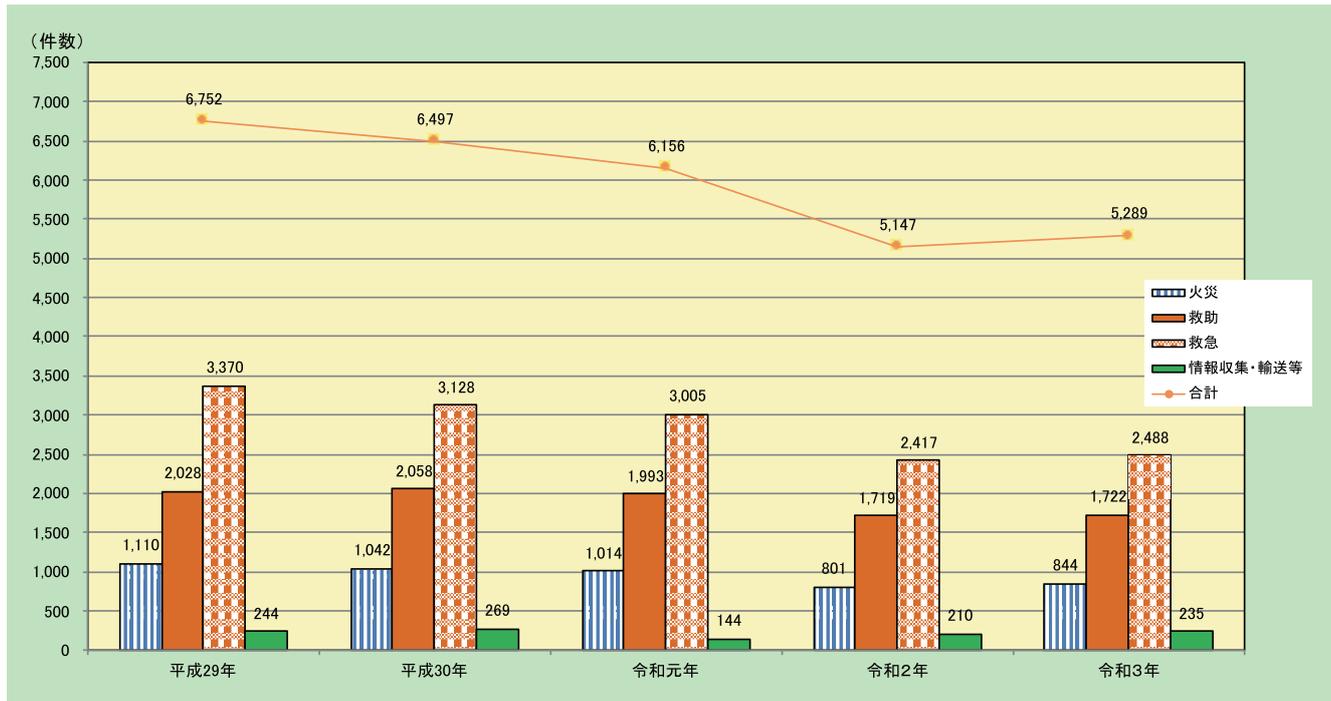
第2-7-1図 消防防災ヘリコプターの配備状況

- 令和4年11月1日現在配備状況 77機 (46都道府県、55運航団体)
 - 消防庁保有ヘリコプター 5機 (東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が無償使用)
 - 消防機関保有ヘリコプター 30機 (東京消防庁、15政令指定都市)
 - 道県保有ヘリコプター 42機 (39道県)
- 未配備県域数 1県域(沖縄県)
※千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。



(備考)「令和4年度航空隊データベース」により作成

第2-7-2 図 消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（平成29～令和3年）



（備考）「令和3年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成

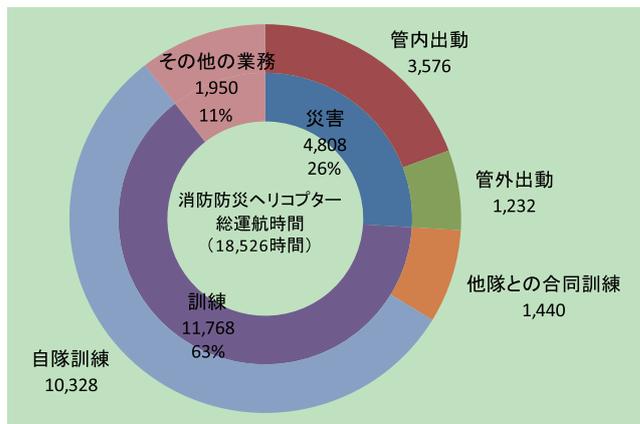
消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその能力を発揮しており、令和3年中の全国の出動実績は5,289件である（第2-7-2 図、資料2-7-1）。

また、令和3年中の消防防災ヘリコプターの総運航時間は18,526時間で、その内訳は、災害出動が4,808時間（26%）、訓練出動が11,768時間（63%）、その他の業務が1,950時間（11%）となっている（第2-7-3 図）。

なお、大規模災害時には、消防組織法に基づく緊急消防援助隊としての出動や、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、都道府県域を越えた応援活動が展開されており、令和3年中は、緊急消防援助隊としての出動が59件（資料2-7-2）、広域航空消防応援としての出動が4件実施された（資料2-8-1）。

第2-7-3 図 消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和3年）

単位：時間



- （備考）
- 「令和3年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成
 - 「他隊との合同訓練」とは、相互応援協定及び緊急消防援助隊等に基づく出動を想定した訓練及び管轄区域内の地上部隊等との連携訓練等をいう。
 - 「自隊訓練」とは、操縦士の操縦訓練及び航空救助隊員を対象とした通信・救助訓練等をいう。
 - 「その他の業務」とは、試験・検査のための飛行、調査・撮影業務及び行政業務等をいう。

2. 今後の取組

（1）消防防災ヘリコプターの機能強化

消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して補助金を交付し、大規模災害時における航空消防防災体制の充実強化を図っている。

また、消防庁ヘリコプターには、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システムの整備を進めることにより、活動現場における消防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイムで把握し、大規模災害時の消防庁、現地災害対策本部等におけるオペレーションが迅速かつ効果的なものとなるよう機能強化を図っている。

ヘリコプター動態管理システムについては、安全・効率的な部隊運用や調整のため、国の関係機関が航空機情報を共有できる航空機運用総合調整システム(FOCS)との連携を行っている。

(2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて

平成21年以降、4件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら計26名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となっていたことを受け、令和元年9月、消防庁では、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等を図るため、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(以下、本節において「基準」という。)として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ消防組織法第37条の規定に基づく消防庁長官の勧告として発出した。

基準では、機長に不測の事態が生じた場合の安全性の確保等を目的とした二人操縦士体制や、消防防災ヘリコプターの運航管理を担う運航責任者及び専門的な知見を有する運航安全管理者の配置、緊急時の対応技量の習得に向けた教育訓練のあり方など、消防防災ヘリコプターの安全運航に関する基本的事項を定めている。

また、消防防災ヘリコプターの安全性の向上を図るため、基準に基づき、運航団体が取り組む安全運航確保に資するための装備品等の整備に要する経費、二人操縦士体制導入に向けた操縦士養成に必要な経費、運航安全管理者の配置のための人件費、シ

ミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費などについて、令和2～4年度に新規、拡充の地方財政措置を講じている。

令和4年4月1日には、二人操縦士体制導入を含め、基準の全ての規定が施行された。消防庁では、各運航団体へのヒアリング調査を通じ、引き続き取組のフォローアップを進めている。

(3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて

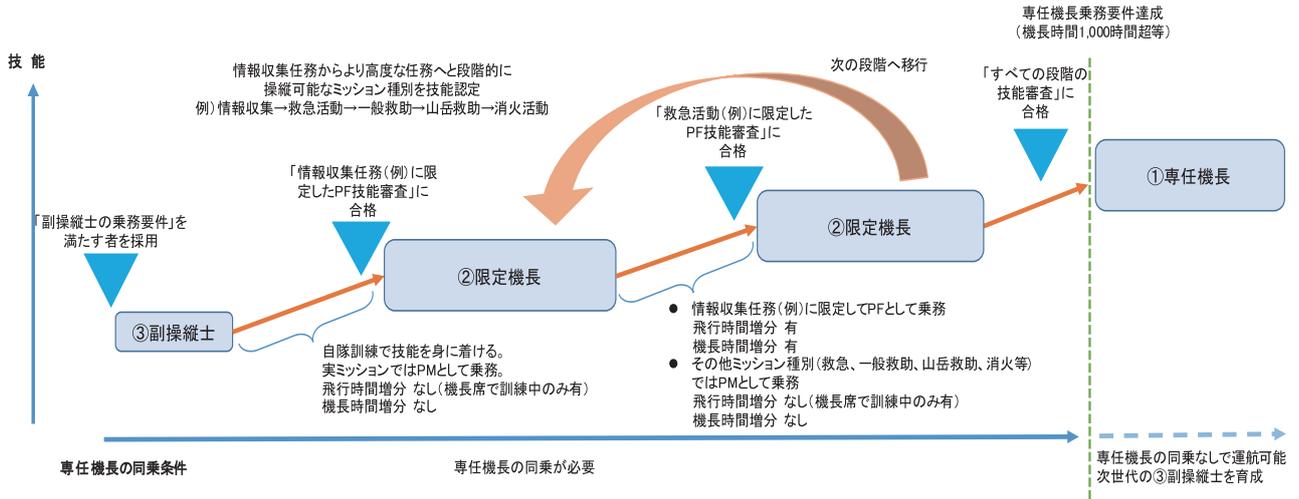
消防防災ヘリコプターの操縦士は、山岳地域でのホバリングなど高度な技術を求められるが、そのような技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体に運航体制の確保が困難な状況となっている。また、今後ベテラン操縦士の大量退職が見込まれていることから、操縦士の養成・確保が重要な課題となっている。

今後見込まれる操縦士不足、二人操縦士体制の確立を見据え、技量ある操縦士の育成・確保及び安全運航に努めていく必要があることから、消防庁では、運航団体が消防防災ヘリコプターの操縦士の要件及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施するための指針として、令和2年3月に「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を定めた。

乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技能により「専任機長」「限定機長」「副操縦士」の3段階に分け、それぞれの要件を定めるとともに、訓練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求められる技術の難易度に差があることや経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めた(第2-7-4図、第2-7-5図)。

また、消防防災ヘリコプター操縦士等の確保・養成に向け、防衛省及び自衛隊と連携し、若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士や運航安全管理者としての活用を図るとともに(令和2、3年度に4名を運航団体において採用)、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成(令和4年1月から1名を養成中)などを行っている。

第2-7-4 図 段階的審査のイメージ



第2-7-5 図 段階的な訓練イメージ

